令和6年4月版

障害福祉サービス報酬の解釈

【追補202509】

令和7年9月30日発行

| | 費用算定基準(単位数表) 章 障害者総合支援法に係る報酬 第3節 障害福祉サービス 第11の2 就労選択支援 | 追補198 |
|----------|---|-------|
| 第Ⅲ編 3 | 指定基準 障害福祉サービス 第10章の2 就労選択支援 | 追補213 |
| 別添 | | 追補217 |

- ●本冊子は『障害福祉サービス報酬の解釈 令和6年4月版』(社会 保険研究所発行、以下「本書」)の追補です。
- ●本書発行当時(令和6年8月)に未発出だった「就労選択支援」 に関する通知に対応しています。
- ●追補196頁以前の内容は【追補202408】(小社WEBページにて公開) に掲載しています。
- ●本文中の破線箇所は令和8年4月施行の規定です。

社会保険研究所

行動

揺護

雷度

包括

訓練

機能

就労

第11の2 就労選択支援

算定構造→174頁

適用期日(令6 こ家厚労告3・附則第1条/改正;令7 こ家厚労告4) この告示は、令和6年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (略)
- 二 第3条,第6条,第10条,第11条,第15条,第17条,第19条,第22条,第24条,第26条及び第28条〔就労選択支援に関連する基準等〕の規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第四号に掲げる規定の施行の日〔令和7年10月1日予定〕
- (編注)介護給付費等単位数表第11の2「就労選択支援」に係る費用算定等の基準は、上記の告示にもとづき令和7年10月1日施行予定。なお、本改定による新設・改定箇所の<u>下線</u>表記は省略しています。

1 就労選択支援サービス費(1日につき)

1,210単位

- 注1 指定就労移行支援等(第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等をいう。以下この注1において同じ。),指定就労継続支援A型等(第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等をいう。以下この注1において同じ。)若しくは指定就労継続支援B型等(第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は第14の1のトに規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下この注1において同じ。)を利用する意向を有する者又は現に指定就労移行支援等,指定就労継続支援A型等若しくは指定就労継続支援B型等を利用している者に対して,指定障害福祉サービス基準第173条の2に規定する指定就労選択支援(以下「指定就労選択支援」という。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- **注2** 就労選択支援サービス費の算定に当たって、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
 - (1・注2) 厚生労働大臣が定める基準及び割合(平18厚労告550・六の二)
 - イ 指定就労選択支援(指定障害福祉サービス基準第173条の2に規定する指定就労選択支援をいう。)の利用者の数が次の表の左欄に掲げる基準に該当する場合については,所定単位数に乗じる割合を同表の右欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準

厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合

- 指定就労選択支援事業所(指定障害福祉サービス 100分の70 基準第173条の3第1項に規定する指定就労選択支援事業所をいう。)の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合
- (1) 過去3月間の利用者の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合
 - (一) 利用定員が11人以下の指定就労選択支援事業所 指定障害福祉サービス基準第173条の9において準用する指定障害福祉サービス基準第89条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。)の数に3を加えて得た数を超える場合
 - (二) 利用定員が12人以上の指定就労選択支援事業 所 利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超える場合
- (2) 1日の利用者の数が次の(-)又は(二)のいずれかに 該当する場合
 - (一) 利用定員が50人以下の指定就労選択支援事業 所 利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合
 - (二) 利用定員が51人以上の指定就労選択支援事業所 利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の25を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数を超える場合

生活

(2)の2 就労選択支援サービス費

[1] 就労選択支援のサービス費について [第二・3・(2)の 2・①]

就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用できないものとする。ただし、近隣に別の法人が運営する就労選択支援事業所や就労移行支援事業所がない場合は、同一法人が運営する就労選択支援の利用を認める。

指定就労選択支援事業者は、サービス提供記録の中で1日単位の支援内容を記録するものとする。また、指定基準第173条の7及び第173条の8第1項に定めるもののうち未実施の事項がある場合は、就労選択支援サービスを適切に提供しておらず、当該利用者に対する就労選択支援の基本報酬は算定できない。ただし、利用者の責めに帰すべき事由により未実施の事項がある場合はこの限りではないものとし、実施できたところまで基本報酬を算定して差し支えない。

報酬算定の対象となるのは、就労選択支援として、利用者に対して、直接支援を行った場合とする。(利用者が同席する多機関連携によるケース会議や企業訪問は算定対象とするが、関係機関との連絡調整等のみ行うなど、利用者の参加を伴わない場合は算定対象としない。)

[1・注7] 特定事業所集中減算の取扱いについて [第二・3・(2)の2・②]

報酬告示第11の2の1の注7の特定事業所集中減算については、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号。以下「第543号告示」という。)第31号及び以下に定めるところによる。

(一) 判定期間と減算適用期間

就労選択支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間において就労選択支援の利用が終了した利用者を対象に、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の就労選択支援のすべてについて減算を適用する。

- ① 判定期間が前期(1月1日から6月末日)の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。
- ② 判定期間が後期(7月1日から12月末日)の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。 二 判定方法

事業所ごとに、当該事業所において判定期間に就労選択支援の利用が終了した利用者について、その後のサービス利用において、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び基準該当就労継続支援B型につながった件数をそれぞれ算出し、就労移行支援等それぞれについて、移行した人数が多い法人(以下「移行率最高法人」という。)が占める割合を計算し、就労移行支援等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。

(具体的な計算式)

事業所ごと<u>に</u>、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に<u>減算当該サービスに係る移行率最高法人につながった利用者数</u> 当該サービスにつながった利用者数 (三) 算定手続

判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての就労選択支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を都道府県に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において5年間保存しなければならない。

- ア 判定期間において就労選択支援の利用が終了した利用者の総数
- イ 就労移行支援等のそれぞれにつながった利用者数
- ウ 就労移行支援等のそれぞれの移行率最高法人につながった利用者数並びに移行率最高法人の名称, 住所, 事業所名及び代表者名
- エ 二の算定方法で計算した割合
- オ (二)の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その 正当な理由

なお、上記の書類作成時において、判定期間に就労選択支援の利用は終了したものの移行先が決まっていない利用者については、当該判定期間の算定対象には含めず、移行先が決まった時点の判定期間の算定対象とすること。(そのため、移行先が決まっていない利用者については、少なくとも就労選択支援の利用終了から1年間は定期的に移行先の把握を続けること。)

四 正当な理由の範囲

(三)で判定した割合が80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を都道府県に提出すること。なお、都道府県が当該理由を不適当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当する

① 居宅 介護

② 重度

同行援護

行動 援護

療養介護

生活介護

短期入所 8 庫

包括 ⑨ 入支援

⑩ 機能訓練

生活訓練

⑪-2 就労 選択

就労 移行

就労

継続 A 倒就続

⑭-2 就労 定着

(4)-3 自立 生活

⁽⁵⁾ 共同 生活 口 指定就労選択支援事業所の従業者の員数が次の表の左欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の右欄に掲げるところによるものとする。

| , | | |
|-----|------------------|---|
| 厚生労 | 働大臣が定める従業者の員数の基準 | 厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合 |
| 労選択 | | 100分の70(就労選択支援員の員数を満たしていない状態が3月以上継続している場合は、100分の50) |

- **注3** 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の**100分の5**に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- **注4** 指定障害福祉サービス基準第173条の9において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の**100分の1**に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注5 指定障害福祉サービス基準第173条の9において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注6 指定障害福祉サービス基準第173条の9において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- **注7** 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている場合は、特定事業所集中減算として、**200 単位**を所定単位数から減算する。

(1・注7)厚生労働大臣が定める基準(平18厚労告543・三十一)

正当な理由なく、指定就労選択支援事業所(介護給付費等単位数表第11の2の2の注1に規定する指定就労選択支援事業所をいう。以下同じ。)が前6月間に実施したアセスメント(指定障害福祉サービス基準第173条の7第1項に規定するアセスメントをいう。)の結果を踏まえて利用者が介護給付費等単位数表第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等,第13の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1のトに規定する基準該当就労継続支援B型(以下この号において「就労系障害福祉サービス」という。)を受ける場合であって、当該利用者に対して就労系障害福祉サービスを提供する指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者、指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者とは指定障害福祉サービス基準第201条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者とは指定障害福祉サービス基準第201条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者といる場合である割合が100分の80を超える場合の数ごとに、同一の就労系障害福祉サービス事業者が占める割合が100分の80を超える場合

注8 利用者が就労選択支援以外の障害福祉サービスを受けている間は,就労選択支援サービス費は、算定しない。

- ア 就労選択支援事業者の通常の事業の実施地域に就労移行支援等がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
 - (例) 就労移行支援事業所として4事業所, 就労継続支援A型事業所として10事業所が所在する地域の場合は, 就労移行支援事業について移行率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが, 就労継続支援A型について80%を超えた場合には減算が適用される。
 - (例) 就労移行支援事業所として4事業所,就労継続支援A型事業所として4事業所が所在する地域の場合は,就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所それぞれについて移行率最高法人を位置づけた割合が80%を超えた場合でも減算は適用されない。
- イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算を受けている場合
- ウ 判定期間において就労選択支援の利用を終了した利用者のうち、それぞれのサービスにつながった件数が5件未満であるなど、サービスの利用が少数である場合
 - (例) 判定期間において,就労移行支援が位置付けられた計画件数が平均5件,就労継続支援A型が位置付けられた計画件数が平均10件の場合は,就労移行支援について移行率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが,就労継続支援A型について80%を超えた場合には減算が適用される。
- エ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると 認められる場合
 - (例) 就労選択支援事業者が、利用者から質が高いことを理由に当該事業所を利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、支給決定権者に当該利用者のアセスメント結果を提出した上で支援内容についての意見・助言を受けている場合。
- オ その他正当な理由と都道府県が認めた場合

① 居宅 介護

重度訪問

③ 同行 援護

④ 行動 援護

⑤ 療養 介護

生活介護

短期入所

8 重度 包括

9 入所 支援

⑩ 機能 訓練

① 生活 訓練

①-2 就労 選択

> ⑫ 就労 移行

③ 就労 継続

(4) 就労 継続 B

⅓-2 就労 定着

⑭-3 自立 生活

共同生活

聖福祉サー

① 居宅 介護

② 重度

③ 同行 援護

行動援護

療養介護

生活介護

⑦ 短期 入所

重度包括

入支 ⑩機能

① 生活 訓練

⑪-2 就労 選択

就労 移行 ③ 就労

継続

(4) 就労 継続

⑭-2 就労 定着

個-3 自立 生活

¹⁵ 共同 生活 2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I)

口視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)

51単位 41単位

注1 **イ**については、視覚障害者等である指定就労選択支援の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。)が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第173条の3に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労選択支援の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所(指定障害福祉サービス基準第173条の3第1項に規定する指定就労選択支援事業所をいう。以下同じ。)において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

注2 口については、視覚障害者等である指定就労選択支援の利用者の数が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第173条の3に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労選択支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(5)

療養

介護

包括

生活

就労継続

¹⁵ 共同 生活

[2] 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて [第二・3・(2)の2・③]

報酬告示第11の2の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。

- ■視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて [第二・2・(6)・⑥]
- (一) 報酬告示第6の4の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、注<u>1及び2</u>中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。
 - ア 視覚障害者

身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の障害の程度が1級又は2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者

イ 聴覚障害者

身体障害者手帳の障害の程度が2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者

ウ 言語機能障害者

身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者

(二)「重度の視覚障害, 聴覚障害, 言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については, 当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の100分の50又は100分の30が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが, この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。

また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に100分の50又は100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を40又は50で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。

- (三) 「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
 - ア 視覚障害

点字の指導. 点訳. 歩行支援等を行うことができる者

イ 聴覚障害又は言語機能障害

手話通訳等を行うことができる者

障害福祉サー

① 居宅 介護

② 重度

> ③ 同行 援護

④ 行動 援護

療養介護

⑦ 短期 入所

生活介護

重度包括

支援 ⑩機能練

入所

① 生活 訓練

⑪-2 就労 選択

就労移行

就 総 A () は 対

⑭-2 就労 定着

継続

⑭-3 自立 生活

(5) 共同 生活

3 高次脳機能障害者支援体制加算

41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(3・注) 厚生労働大臣が定める基準(平18厚労告543・三十一の二) 第十八号〔→「第6 生活介護の4の2の注」参照〕の規定を準用する。 (3・注) 厚生労働大臣が定める施設基準(平18厚労告551・十一の二) 第六号ホ〔→「第6 生活介護の4の2の注」参照〕の規定を準用する。

4 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定障害福祉サービス基準第173条の3第1項に規定する指定就労選択支援事業者が,指定障害福祉サービス基準第173条の9において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項又は第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に,1月につき所定単位数を加算する。

生活介護

生活

生活

14-3

[3] 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて [第二・3・(2)の2・4)]

報酬告示第11の2の3の高次脳機能障害者支援体制加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。

■高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて [第二・2・(6)・⑦]

報酬告示第6の4の2の高次脳機能障害者支援体制加算については,以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 算定に当たっての留意事項

ア 研修の要件

地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援 養成研修の実施について」(令和6年2月19日付け障障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知)に基づき都道府県が実施する研修をい い、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであ ること。

イ 高次脳機能障害者の確認方法について

加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。

- (ア) 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書
- (イ) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書
- (ウ) その他医師の診断書等(原則として主治医が記載したものであること。)
- ウ 届出等

当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。

また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。

(二) 多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、高次脳機能障害者の数が利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。

[4] 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて [第二・3・(2)の2・⑤]

報酬告示第11の2の4の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の(®の規定を準用する。

■利用者負担上限額管理加算の取扱いについて [第二・2・(1)・⑧]

報酬告示第1の3の利用者負担上限額管理加算の注中,「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。

なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。

① 居宅 介護

② 重度 訪問

同行援護

行援 ⑤療

介護

6 生活 介護

短期入所

8 重度 包括

支援 ⑩機能

入所

① 生活 訓練

⑪-2 就労 選択

就労移行 ③ 就労

継続

① 就労 継続 B

就労定着

⑭-3 自立 生活

¹⁵ 共同 生活 5 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等である利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、指定就 労選択支援事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委 託していること等当該指定就労選択支援事業所の責任において食事提供のための体制を整え ているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行っ た当該指定就労選択支援事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提 供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- (3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。
- 6 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算 (I)

15単位

口 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

10単位

ハ 福祉専門職員配置等加算(皿)

6単位

- 注1 **イ**については、指定障害福祉サービス基準第173条の3の規定により置くべき就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 注2 口については、就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。
- 注3 **ハ**については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、**イ**の福祉専門職員配置等加算(I)又は口の福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。
 - (1) 就労選択支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。
 - (2) 就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している 従業者の割合が100分の30以上であること。

(F)

共同生活

[5] 食事提供体制加算の取扱いについて [第二・3・(2)の 2・⑥]

報酬告示第11の2の5の食事提供体制加算については、2の(6)の傾の規定を準用する。

■食事提供体制加算の取扱いについて〔第二・2・(6)・(4)〕

報酬告示第6の10の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。

この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。

また,利用者が施設入所支援を利用している日については,補足給付が支給されていることから,この加算は算定できないものであることに留意すること。

なお, 注中の(1)から(3)までについては, 次の(-)から(三)までについて留意すること。

(一) 注の(1)について

管理栄養士又は栄養士(以下「管理栄養士等」という。)については、常勤・専従である必要はない。また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部(公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等)の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。

献立の確認については、献立の作成時から関わることが望ましいが、作成された献立表等により、献立の 内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。

また、献立の確認の頻度については、年に1回以上は行うこと。

なお、指定生活介護事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和6年9月30日まで管理栄養士等が献立の内容を確認してない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。

二) 注の(2)について

摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを 考慮する必要があることに留意すること。

摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1/2」、「全体の0割」などといったように記載すること。 摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。

三 注の(3)について

おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMIの記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。

また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に(3)を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。

[6] 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて [第二・3・(2)の 2・⑦]

報酬告示第11の2の6の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 福祉専門職員配置等加算(I)

指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。

なお,「常勤で配置されている従業者」とは,正規又は非正規雇用に係わらず,各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(□及び回において同じ。)

二 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。

(三) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

2の(5)の④の(三)〔→409頁〕の規定を準用する。

行動 揺護

入所

入所

移行

就労

共同 生活 7 欠席時対応加算 94単位

注 指定就労選択支援事業所において指定就労選択支援を利用する利用者(指定障害者支援施 設等に入所する者を除く。)が、当該指定就労選択支援の利用を予定していた日に、急病等に よりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第173条の3の規定によ り指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員が、利用者又はその家族等との連絡調 整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録したとき に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

8 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算 (I) 32単位 63単位 口 医療連携体制加算(Ⅱ) ハ 医療連携体制加算(皿) 125単位

二 医療連携体制加算 (N)

(1) 看護を受けた利用者が1人 800単位 (2) 看護を受けた利用者が2人 500単位 (3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 400単位 ホ 医療連携体制加算 (V) 500単位

へ 医療連携体制加算 (VI)

100単位

- **イ**については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪 問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を 受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単 位数を加算する。
- 注2 口については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪 問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、 当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日に つき所定単位数を加算する。
- 注3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪 問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を 受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単 位数を加算する。
- 注4 二については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪 問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当 該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護 を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、**イ**からハまで のいずれかを算定している利用者については、算定しない。

(8・注4) 厚生労働大臣が定める者(平18厚労告556・五の九) スコア表〔→「第5 療養介護の1の注1|参照〕の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必 要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者

- 注 5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪 問させ,当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合 に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。
- 注6 へについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸 引等を行った場合に,1日につき所定単位数を加算する。ただし,イから二までのいず れかを算定している利用者については、算定しない。

生活介護

機能

訓練

14-3 自立

[7] 欠席時対応加算の取扱いについて [第二·3·(2)の2·8]

報酬告示第11の2の7の欠席時対応加算については、2の(6)の⑩の規定を準用する。

■欠席時対応加算の取扱いについて〔第二・2・(6)・⑩〕

報酬告示第6の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。
- (二) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

[8] 医療連携体制加算の取扱いについて [第二・3・(2)の2・9]

報酬告示第11の2の8の医療連携体制加算については、2の(7)の⑥の(-)及び(-)の規定を準用する。この場合において、2の(7)の⑥の(-)中「医療連携体制加算(I)から(W)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(W)」と、2の(7)の⑥の(-)中「医療連携体制加算(I)から(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(IV)」と、2の(7)の⑥の(-)のイ中「医療連携体制加算(IV)及び(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(IV)」と読み替えるものとする。

■医療連携体制加算の取扱いについて [第二・2・(7)・⑥]

- (一) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(I)から(W)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。
 - ア 指定短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。
 - イ 看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。
 - ウ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。
 - エ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料, 医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお, 医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は, 適正な診療報酬を請求すること。(「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日付け保医発0331002号厚生労働省保険局医療課長通知)〔→「W 関係告示・通知」参照〕を参照のこと。)
- (二) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(I)から(V)について、看護職員1人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。
 - ア 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)における取扱い
 - 医療連携体制加算(I)から(Ⅲ)を算定する利用者全体で8人を限度とすること。
 - イ 医療連携体制加算 (Ⅳ) 及び (V) における取扱い
 - 医療連携体制加算(IV)及び(V)を算定する利用者全体で8人を限度とすること。
 - ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて8人を限度に算定可能であること。

① 居宅 介護

重度訪問

同行援護

行援 ⑤ 春

⑥ 生活 介護

介護

短期入所

⑨ 入所 支援

重度

包括

① ① 生活 訓練

機能

⑪-2 就労 選択

就労移行 ③ 就労

継続

(4) 就労継続

⑭-2 就労 定着

⑭-3 自立 生活

生/i (15) 共同

生活

9 送迎加算

イ 送迎加算(I) ロ 送迎加算(I) 21単位 10単位

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労選択支援事業所(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この9において同じ。)において、利用者(当該指定就労選択支援事業所と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労選択支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単

注2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は, 所定単位数の**100分の70**に相当する単位数を算定する。

(9・注1,注2)厚生労働大臣が定める送迎(平24厚労告268・四) 第一号 [→ 「第6 生活介護の12の注1.注2.注3 | 参照]の規定を準用する。

10 在宅時生活支援サービス加算

位数を加算する。

300単位

注 指定就労選択支援事業所が、居宅において支援を受けることを希望する利用者であって、 当該支援を行うことが効果的であると市町村長が認めるものに対して、当該利用者の居宅に おいて支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。)が、利用者に対し、指定就労選択支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の 103に相当する単位数

□ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の 101に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (皿) 1 から**10**までにより算定した単位数の**1000分の 86**に相当する単位数

二 福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の 69に相当する単位数

(11・注1,注2)厚生労働大臣が定める基準(平18厚労告543・三十一の三)

第二号 [\rightarrow [第1 居宅介護の5] 参照] の規定を準用する。この場合において、同号イの(10)中 [居宅介護サービス費における特定事業所加算(I)から (IV) までのいずれか」とあるのは、「就 労選択支援サービス費における福祉専門職員配置等加算(I)から (III) までのいずれか」と読み替えるものとする。

生活介護

(5)

訓練

4-3 自立 生活

[9] 送迎加算の取扱いについて [第二・3・(2)の2・(0)]

報酬告示第11の2の9の送迎加算については、2の(6)の(๑の(¬)から缶)までの規定を準用する。

■送迎加算の取扱いについて [第二・2・(6)・(6)]

報酬告示第6の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、都道府県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。
- (二) 報酬告示第6の12の送迎加算のうち、送迎加算(I)については、当該月において、次の(r)及び(1)のいずれにも該当する場合に算定が可能であること。

また、送迎加算(II)については、当該月において、次の(r)又は(A)のいずれかに該当する場合に算定が可能であること。

- (ア) 1回の送迎につき、平均10人以上(ただし、利用定員が20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上)の利用者が利用
- (イ) 週3回以上の送迎を実施

なお、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と 合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。

- (三) 指定共同生活援助事業所,日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下「指定共同生活援助事業所等」という。)と指定生活介護事業所,共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。
- (四) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る 費用を給付する場合等は対象とならないこと。

また、他の障害福祉サービス事業所や、介護事業所と送迎に係る雇用契約や委託契約(共同での委託を含む)を締結し、他の障害福祉サービス事業所や介護事業所の利用者を同乗させた場合においても対象となること。なお、その場合には、費用負担や、事故等が発生した場合における事業所間で責任の所在を事前に明確にしておくこと。

(五) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、報酬告示第6の12の注2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。

[10] 在宅時生活支援サービス加算について [第二・3・(2)の 2・(1)]

- (一) 報酬告示第11の2の10の在宅時生活支援サービス加算については、居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労選択支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。
- (二) 報酬告示第11の2の10の在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労選択支援を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。

[11] 福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱いについて [第二・3・(2)の2・(2)]

報酬告示第11の2の11の福祉・介護職員等処遇改善加算については、2の(1)の2の規定を準用する。

■福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱いについて [第二・2・(1)・20]

福祉・介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和7年3月7日付け障障発0307第1号、こ支障第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知))を参照すること。

第Ⅲ編 指定基準

3 障害福祉サービス

【第10章の2(第173条の2~第173条の9)は令和7年 10月1日施行(予定)の「就労選択支援」(法第5 条第13項)創設に伴う新設】

第10章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第173条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第173条の3 指定就労選択支援の事業を行う者(以下 「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を 行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」とい う。)に置くべき就労選択支援員(指定就労選択支援 の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの をいう。以下同じ。)の数は、指定就労選択支援事業 所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除し た数以上とする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労 選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の 職務に従事する者でなければならない。ただし、利 用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(進用)

第173条の4 第51条の規定は,指定就労選択支援の事業について準用する。

第九の二 就労選択支援

- 1 人員に関する基準
 - (1) 就労選択支援員(基準第173条の3第1項) 就労選択支援員については、その員数の総数が、 常勤換算方法により、利用者の数を15で除した数 以上でなければならないこと。

ただし、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型(以下第十三において「生活介護等」という。)の事業を行う事業所(以下「生活介護事業所等」という。)に配置される常勤の職業指導員、生活支援員又は就労移行支援員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとする。

なお、就労選択支援員は、就労選択支援員養成 研修を修了している者が行うこと。ただし、令和 10年3月31日までは、経過措置として、独立行政 法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う「雇 用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付 与する研修」(以下この節において「基礎的研修」 という)又は基礎的研修と同等以上の研修を修了 した者については、就労選択支援員養成研修を修 了しなくとも,就労選択支援員の業務に従事できることとする。

(2) 準用(基準第173条の4)

基準第51条については、指定就労選択支援に準用されるものであることから、第四の1の(7)の①を参照されたい。

第3節 設備に関する基準

(淮田)

第173条の5 第81条の規定は,指定就労選択支援の事業について準用する。

- 2 設備に関する基準(基準第173条の5)
 - (1) 指定就労選択支援事業所

指定就労選択支援事業所とは、指定就労選択支援を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。

(2) 訓練・作業室等の面積及び数

指定就労選択支援事業所における訓練・作業室 等,面積や数の定めのない設備については、利用 者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等 に応じて適切な指定就労選択支援が提供されるよ う、適当な広さ又は数の設備を確保しなければな らないものとする。例えば、指定就労選択支援事 業所における生産活動について、複数種類の活動 を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作 業室を区分するとともに、それぞれの活動に適し た設備と広さを確保する必要があること。

(3) 設備及び備品等

指定就労選択支援事業者は、指定就労選択支援 に必要な設備及び備品等を確保するものとする。 ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある 場合であって、指定就労選択支援の事業又は当該 他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、 当該他の事業所、施設等に備え付けられた備品及 び設備等を使用することができるものとする。

なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、 貸与を受けているものであっても差し支えない。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第173条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。第210条、第210条の7、第213条の6及び第213条の10において同じ。)が認める事業者でなければならない。

- 3 運営に関する基準
 - (1) 実施主体(基準第173条の6)

指定就労選択支援事業者は,就労移行支援等に係る指定障害福祉サービス事業者であって,過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又はその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する

と都道府県知事が認める事業者でなければならない。

その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者については、例えば、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター又は障害者能力開発助成金による資害者能力開発訓練事業を行う機関であって、過去3年以内に合計3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものを指す。ただし、同一市区町村内に就労選択支援事業所が存在しない場合には、例えば、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、指定申請前の過去10年間の任意の連続する3年間に雇用されたものについても、認めて差し支えない。

また、就労移行支援事業所等の事業運営が3年に満たない場合であっても、就労移行支援事業所等の利用を経て新たに通常の事業所に雇用された者が合計3人以上いる場合には、指定就労選択支援の実施主体としての要件を満たすこととする。

なお,当該指定は次期更新の際まで有効なものであり,指定更新時に必要となる要件については 別途定める。

(評価及び整理の実施)

- 第173条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の三に規定する事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。)を行うものとする。
- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果 の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談 支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の 担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用 して行うことができるものとする。)を開催し、当該 利用者の就労に関する意向を改めて確認するととも に、当該担当者等に意見を求めるものとする。
- 4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果 を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及 び指定特定相談支援事業者等に提供しなければなら ない。
 - 3(2) 評価及び整理の実施(基準第173条の7) 就労選択支援事業者は、障害の種類及び程度、 就労に関する意向及び経験、就労するために必要 な配慮及び支援、適切な作業の環境等(以下「ア

セスメント項目」という。) に関するアセスメントを行う。

アセスメントについては,作業やコミュニケーション等に関する行動観察が極めて重要であることから,対面での実施を基本とする。

一方で、多機関連携によるケース会議や利用者 等へのアセスメント結果の提供、事業者等との連 絡調整については、対面での実施が難しい場合な ど、必要に応じて、テレビ電話装置等を活用した 支援を実施しても差し支えない。

障害者職業・生活支援センターその他の関係機関が実施するアセスメントの中にアセスメント項目が含まれている場合は、当該アセスメントを活用することができる。ただし、当該アセスメントにおいて不足する内容や更新する内容があれば追加的にアセスメントを行うこと。また、その他の機関としては、就労系障害福祉サービス事業所、特別支援学校、障害者職業センターや職業能力開発校等を想定している。

なお、就労選択支援事業者が活用できる他機関によるアセスメントは、原則1年以内に実施されたものとする。また、本人の置かれている環境に変化があった場合、疾病、事故等による本人自身の能力や機能が大きく変化した場合、障害福祉サービスの利用を経て、就労能力や就労に関する意向等が大きく変化した場合は、同様のアセスメントから1年経過していない場合でも改めてアセスメントを実施することを可能とする。

就労選択支援事業者が、関係機関の担当者等を 招集して会議を行う際、他の関係機関との利用者 の個人情報等の共有等に当たっては、予め書面に て利用者の同意を得るなど、適切な手続きを経る よう留意すること。

指定特定相談支援事業者については今後の障害 福祉サービスの利用を含めて一貫した支援を行う 観点から特に密接な連携が求められる。指定就労 選択支援事業者は、本人の同意を得た上で、会議 の場での共有やアセスメント結果の速やかな提供 に加え、必要に応じて随時情報共有を行うこと。

(関係機関との連絡調整等の実施)

- 第173条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。
- 2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。
 - 3(3) 関係機関との連絡調整等の実施(基準第173 条の8)

指定就労選択支援事業者は、サービス提供記録の中で1日単位の支援内容を記録するものとする。利用者ごとに、指定基準第173条の7及び第173条の8第1項に定めるもののうち未実施の事

項がある場合は、就労選択支援サービスを適切に 提供しておらず、当該利用者に対して行った就労 選択支援の基本報酬は算定できないこととなるの で留意すること。ただし、利用者都合により支援 が途中で中断した場合にはこの限りではない。

(準用)

第173条の9 第9条から第20条まで, 第23条, 第28条, 第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条、 第60条, 第66条, 第68条から第70条まで, 第74条, 第75条(第2項第一号を除く。),第84条,第85条, 第86条から第92条まで、第159条及び第170条の2の 規定は,指定就労選択支援の事業について準用する。 この場合において、第9条第1項中「第31条」とあ るのは「第173条の9において準用する第89条」と. 第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条 の9において準用する第159条第1項」と、第23条 第2項中「第21条第2項」とあるのは「第173条の9 において準用する第159条第2項」と、第57条第1項 中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、 利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用 者の心身の状況等に応じて」と、第75条第2項第2 号中「第53条の2第1項」とあるのは「第173条の9 において準用する第19条第1項 と、同項第三号中 「第65条」とあるのは「第173条の9において準用す る第88条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」 とあるのは「第173条の9」と、第89条中「第92条第 1項」とあるのは「第173条の9において準用する 第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とある のは「第173条の9において準用する前条」と、第 170条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型 自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に 限る。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大 臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)」 と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自 立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除 く。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣 が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

3(4) 準用 (基準第173条の9)

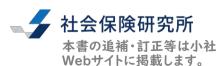
① 第9条から第20条まで、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条(第2項第1号を除く。)、第84条、第85条、第86条から第92条まで、第159条及び第170条の2の規定は、就労選択支援の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(4)から(10)まで、(13)、(17)、(23)及び(26)から(32)まで並びに第四の3の(6)及び(9)、(15)、(17)、(19)、(22)及び(23)並びに第五の3の(3)、(4)、(5)から(11)まで並びに第八の3の(7)を参照されたい。

障害福祉サービス報酬の解釈 (令和6年4月版) 追補 202509 別添

令和7年9月 社会保険研究所

令和6年8月の本書発行以降に発出された下表の省令・告示等により、本書の内容に **1**から**4**までの変更が生じるのでここに追補します。なお、令和7年10月施行の「就 労選択支援」については、本追補の追補198~216頁をご参照ください。

| No. | 種類 | 発出日 | 種別・発翰番号 |
|-----|----|------------------|--------------------------|
| 1 | 正誤 | 令和6年8月26日 | 官報正誤 |
| 2 | 正誤 | 令和6年8月27日 | 官報正誤 |
| 3 | 告示 | 令和 6 年 11 月 29 日 | こども家庭庁告示第 16 号 |
| 4 | 通知 | 令和 6 年 11 月 29 日 | こ成保第 866 号他 |
| 5 | 省令 | 令和 6 年 12 月 27 日 | 内閣府・厚生労働省令第 20 号 |
| 6 | 省令 | 令和 6 年 12 月 27 日 | 厚生労働省令第 164 号 |
| 7 | 通知 | 令和7年1月31日 | こ支障第 18 号・障発 0331 第 9 号 |
| 8 | 通知 | 令和7年3月7日 | 障障発 0307 第 1 号・こ支障第 11 号 |
| 9 | 政令 | 令和7年3月26日 | 政令第 84 号 |
| 10 | 省令 | 令和7年3月31日 | 厚生労働省令第31号 |
| 11 | 告示 | 令和7年3月31日 | こども家庭庁告示第2号 |
| 12 | 告示 | 令和7年3月31日 | こども家庭庁・厚生労働省告示第2号 |
| 13 | 告示 | 令和7年3月31日 | こども家庭庁・厚生労働省告示第3号 |
| 14 | 告示 | 令和7年3月31日 | こども家庭庁・厚生労働省告示第4号 |
| 15 | 告示 | 令和7年3月31日 | 厚生労働省告示第 87 号 |
| 16 | 告示 | 令和7年3月31日 | 厚生労働省告示第 88 号 |
| 17 | 通知 | 令和7年3月31日 | 障発 0331 第 5 号・こ支障第 85 号 |
| 18 | 通知 | 令和7年3月31日 | 障発 0331 第 21 号・こ支障第 86 号 |
| 19 | 正誤 | 令和7年6月5日 | 官報正誤 |
| 20 | 通知 | 令和7年6月13日 | こ支障第 263 号 |
| 21 | 正誤 | 令和7年7月22日 | 官報正誤 |
| 22 | 正誤 | 令和7年7月23日 | 官報正誤 |
| 23 | 省令 | 令和7年9月10日 | 内閣府令第 80 号 |
| 24 | 省令 | 令和7年9月16日 | 内閣府令第 82 号 |
| 25 | 告示 | 令和7年9月24日 | こども家庭庁・厚生労働省告示第7号 |
| 26 | 告示 | 令和7年9月24日 | 厚生労働省告示第 253 号 |





1 ■直近の主な改正

(1) 処遇改善加算に関する変更(令和7年4月1日施行)

■旧加算の経過措置が終了し、新加算の経過措置を開始

処遇改善に係る加算については、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、従来の「福祉・介護職員処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され、令和6年6月から「福祉・介護職員等処遇改善加算」(新加算)に一本化されました。これに伴う経過措置として、令和6年5月までは旧加算を、令和7年3月までは新加算のV(1)から(4)を算定できました。

令和7年4月からは、新加算 I からIVのみを算定できることになりました。この際、令和7年度に限る経過措置が設けられています(**下表**)。なお、令和7年度における新加算の取扱いについては、新通知(追補239頁)を参照することとされています。

| 加算の要件 | 対応 | 経過措置 |
|-------------|------------------|----------------|
| キャリアパス要件Ⅰ~Ⅲ | 令和7年度中に取得要件を整備 | 令和7年度当初から要件を満た |
| | することを誓約した場合 | したものと取り扱う |
| 職場環境等要件 | 令和7年度中に要件を整備する | 令和7年度当初から要件を満た |
| | ことを誓約した場合 | したものと取り扱う |
| 職場環境等要件 | 障害福祉(障害児支援)人材確保・ | 令和7年度における職場環境等 |
| | 職場環境改善等事業の申請を行 | 要件に係る適用を猶予する |
| | った場合 | |

(2) 栄養士資格に関する変更(令和7年4月1日施行)

■「栄養士」の規定が「栄養士又は管理栄養士」に

生活介護事業所並びに児童発達支援事業所(児童発達支援センター)及び福祉型障害児入所施設に配置するべき職員に関する規定において、「栄養士」が「栄養士又は管理栄養士」と変更されました。また同様の改正が、障害児通所支援に係る「家族支援加算」及び障害児入所支援に係る「入院外泊時加算」等において行われました。従来、管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを受けての改正です。

(3) 同行援護の人員基準の変更(令和7年4月1日施行)

■サービス提供責任者の資格要件を追加

同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務 経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう改正されました。ま た、養成研修のカリキュラムが改正されました。

(4) 利益供与等の禁止に関する変更(令和7年4月1日施行)

■一般事業者や個人への利益供与も規制対象であることを明確化

障害福祉サービス等(障害児支援を含む)事業所・施設に対する「利益供与の禁止規定」について、障害福祉サービス等事業者以外の事業者や個人への利益供与も対象に含むことが明確化されました。

例えば「指定障害福祉サービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者(障害福祉サービス事業者以外の事業者)に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと は規定違反です。

(5) 就労選択支援に関する変更(令和7年10月1日施行)

■単位数表・指定基準の取扱いを通知

令和7年10月に施行される「就労選択支援」に関して、単位数表・指定基準に係る具体的な取扱いが記載された通知が発出されました。

就労継続支援B型の対象者については、就労選択支援の令和7年10月以降の取扱いが追加されました。また、就労移行支援や就労継続支援A型、就労継続支援B型において、利用者に対して定期的に就労選択支援に関する情報提供を行う規定が追加されました。

なお、本追補別添「2」「3」の新旧対照表において、就労選択支援の施行に伴う規定は割愛しています。本追補の追補 198~216 頁をご参照ください。

(6) 指定申請・体制届出に関する変更(令和8年4月1日施行)

■標準様式で申請・届出を行うことを明確化

障害福祉サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う指定申請等は、サービスの種類に応じ、「厚生労働大臣及びこども家庭庁長官が定める様式」「厚生労働大臣が定める様式」「こども家庭庁長官が定める様式」のうちいずれか指定されたものにより行うこととされました。また、介護給付費等の算定に係る体制等についての届出は、サービスの種類に応じ、「障害保健福祉部長及びこども家庭庁支援局長が定める様式」「障害保健福祉部長が定める様式」「こども家庭庁支援局長が定める様式」のうちいずれか指定されたものにより行うこととされました。

これらは、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)において、「障害福祉サービス事業者等の手続き負担を軽減するため、2024年度内に、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う手続き(指定申請、報酬請求等)について、標準様式及び標準添付書類を用いることとするために必要な法令上の措置を講じる」とされたことを受けた改正です。

2■第Ⅱ編「費用算定基準(単位数表)」の変更

| 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|--|---|---|
| 237頁 左段 上から5行目 | /最終改正;令6.3.15こ家厚労告3 | /最終改正;令7.3.31こ家厚労告2 |
| 237頁 左段 上から9行目 | /最終改正;令6.3.15厚労告88 | /最終改正;令7.3.31厚労告87 |
| 237頁 左段 上から14行目 | /最終改正;令6.3.15こ家厚労告3 | /最終改正;令7.3.31こ家厚労告2 |
| 239頁 上から26行目 | 生活介護,就労移行支援, | 生活介護 <u>,</u> 就労選択支援,就労移行支援, |
| 240頁 下から23行目 ※このほか本 書第Ⅱ編第1章(障害者総 合支援法に係 る報酬)の320 箇所において 同様 ※本別添1(6) (追補219頁) を参照 | (1) 機能強化型サービス利用支援費 (1)から機能強化型サービス利用 支援費(IV)までについては、別にこ ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が 定める基準に適合しているものとし て市町村長に届け出た指定特定相談 支援事業所 | (1) 機能強化型サービス利用支援費 (I) から機能強化型サービス利用 支援費(IV) までについては、別にこ ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が 定める基準に適合しているものとし て、市町村長に対してこども家庭庁 支援局長及び厚生労働省社会・援護 局障害保健福祉部長(以下「障害保健 福祉部長」という。)が定める様式に よる届出を行った〔編注;破線箇所は 令和8年4月1日施行〕指定特定相談 支援事業所 |
| 251頁 下から3行目 | 「地域生活支援拠点等の機能強化につ いて | 「地域生活支援拠点等の整備の推進及 び機能強化について |
| 285頁 下から3行目 | 「地域生活支援拠点等の機能強化につ いて | 「地域生活支援拠点等の整備の推進及 び機能強化について |
| 292頁 下から11行目 | 第40条に規定する住宅確保要配慮者居 住支援法人をいう。 | 第59条第1項に規定する住宅確保要配 慮者居住支援法人をいう。 |
| 292頁 下から10行目 | 同法第51条第1項に規定する住宅確保 要配慮者居住支援協議会をいう | 同法第81条第1項に規定する住宅確保 要配慮者居住支援協議会をいう。 |
| 292頁 下から5行目 | 第40条に規定する住宅確保要配慮者居 住支援法人又は | 第59条第1項に規定する住宅確保要配 慮者居住支援法人又は |
| 292頁 下から4行目 | 第51条第1項に規定する住宅確保要配 慮者居住支援協議会 | 第81条第1項に規定する住宅確保要配 慮者居住支援協議会 |
| 299頁 下から3行目 | 「地域生活支援拠点等の機能強化について | 「地域生活支援拠点等の整備の推進及 び機能強化について |
| 305頁 上から26行目 | 生活介護, 就労移行支援, | 生活介護,就労選択支援,就労移行支援, |
| 307頁 下から23行目 | 福祉・介護職員処遇改善加算,福祉・介 護職員等特定処遇改善加算及び福祉・ 介護職員等ベースアップ等支援加算を | 福祉・介護職員等処遇改善加算を |

| 309頁 下から7行目 | 自立訓練(生活訓練),就労移行支援, | 自立訓練(生活訓練),就労選択支援, 就労移行支援, |
|--|---|---|
| 311頁 下から1行目 | 自立訓練(生活訓練), 就労移行支援, | 自立訓練(生活訓練),就労選択支援, 就労移行支援, |
| 312頁 上から4行目 | 地域移行支援員,職業指導員, | 地域移行支援員, 就労選択支援員, 職業 指導員, |
| 312頁 上から20行目 | 地域移行支援員,職業指導員, | 地域移行支援員, 就労選択支援員, 職業 指導員, |
| 315頁 上から5行目 | 自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練 を除く。),就労移行支援, | 自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練 を除く。), 就労選択支援 <u>,就労移行支</u> 援, |
| 315頁 下から16行目 | 自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練 を除く。),就労移行支援, | 自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練 を除く。), 就労選択支援 <u>, 就労移行支</u> 援, |
| 316頁 上から8行目 | 自立訓練(生活訓練),就労移行支援, | 自立訓練(生活訓練),就労選択支援 <u>,</u> 就労移行支援, |
| 316頁 上から11行目 | 自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む。),就労継続支援A型,就労継続支援B型,共同生活援助(ただし,生活介護,自立訓練(機能訓練),自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。),就労継続支援A型, | 自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む。),就労移行支援,就労継続支援A型,就労継続支援B型,共同生活援助(ただし,生活介護,自立訓練(機能訓練),自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。),就労移行支援,就労継続支援A型, |
| 316頁 上から23行目 | 自立訓練(生活訓練),就労継続支援A型, | 自立訓練(生活訓練),就労選択支援, 就労移行支援, 就労継続支援A型, |
| 347頁 上から1行目 ※このほか第 II編第1章 (障害者総合 支援法に係る 報酬)の本項 を準用する16 箇所において 同様 ※本別添1(1) (追補218頁)を参照 | [5] 福祉・介護職員処遇改善加算,福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて〔第二・2・(1)・⑩〕福祉・介護職員処遇改善加算,福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月26日付け障障発0326第4号,こ支障第86号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知))〔→「Ⅳ関係告示・通知」参照〕を参照すること。 | (5)福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱いについて〔第二・2・(1)・20〕 福祉・介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和7年3月7日付け障障発0307第1号,こ支障第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知))を参照すること。 |
| 369頁 上から6行目 ※このほか第 Ⅱ編第1章 | 〔6〕福祉・介護職員処遇改善加算,福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて〔第二・ | 〔6〕福祉・介護職員等処遇改善加算の 取扱いについて〔第二・2・(2)・ <u>⑧</u> 〕 |

| (障害者総合 支援法に係る 報酬)の15箇 所において同 様 | 2・(2)・18 報酬告示第2の6,7及び8の福祉・ 介護職員処遇改善加算,福祉・介護職員 等特定処遇改善加算及び福祉・介護職 員等ベースアップ等支援加算について は,2の(1)の⑩の規定を準用する。 | 報酬告示第2の6の福祉・介護職員 等処遇改善加算については、2の(1)の ②の規定〔→347頁〕を準用する。 |
|---|--|---|
| 445頁 上から10行目 | かつ, 第548号告示の別表第2に掲げる 行動関連項目合計点数が | かつ,行動関連項目合計点数が |
| 631頁 下から4行目 ※本別添1 (5) (追補219頁) を参照 | 〔1~11〕就労選択支援に係る事項について〔令和6年3月29日こ支障第97号・障発0329第33号本文〕 新たな障害福祉サービスである就労選択支援に係る事項については,障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号の政令で定める日(令和7年10月を予定)からの開始であることに鑑み,追って通知いたします。 | 〔削る〕 |
| 665頁 下から3行目 | 四 令和6年度における就労継続支援 A型サービス費の算定について 令和6年度における就労継続支援 A型サービス費の算定に係る評価点 の算出に限り、新型コロナウイルス 感染症の影響を踏まえ、特例的な取 扱いを可能としている。具体的には スコア留意事項通知を参照するこ と。 | (削除) |
| 691頁 上から13行目 | 報酬告示第13の14の2の在宅時生活支援サービス加算については、3の(3)の①の規定を準用する。 ■在宅時生活支援サービス加算について〔第二・3・(3)・① 〔略〕 | 報酬告示第13の14の2の在宅時生活 支援サービス加算については、3の(2) の2の⑪の規定を準用する。 ■在宅時生活支援サービス加算につい て〔第二・3・(2)の2・⑪〕 〔略。追補211頁を参照〕 |
| 697頁 上から7行目 | 本事業の利用希望者 | 本事業の利用希望者(令和7年10月以降は、(一)及び(二)のいずれにも該当しない者であって、就労選択支援事業者により、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者(近隣に就労選択支援事業所が無い場合等は、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用者)) |
| 729頁 上から2行目 | 報酬告示第14の16の在宅時生活支援 サービス加算については、3の(3)の① の規定を準用する。 ■在宅時生活支援サービス加算につい て〔第二・3・(3)・①〕 | 報酬告示第14の16の在宅時生活支援サービス加算については、3の(2)の2の⑪の規定を準用する。 ■在宅時生活支援サービス加算について〔第二・3・(2)の2・⑪〕 |

| | 〔略〕 | 〔略。追補211頁を参照〕 |
|--|--|--|
| 751頁 | 「地域生活支援拠点等の機能強化につ | 「地域生活支援拠点等の整備の推進及 |
| 下から3行目 | いて | び機能強化について |
| 758頁 | 第40条に規定する住宅確保要配慮者居 | 第59条第1項に規定する住宅確保要配 |
| 上から4行目 | 住支援法人をいう。 | 慮者居住支援法人をいう。 |
| 758頁 | 同法第51条第1項に規定する住宅確保 | 同法第81条第1項に規定する住宅確保 |
| 上から5行目 | 要配慮者居住支援協議会をいう。 | 要配慮者居住支援協議会をいう。 |
| 758頁 | 第40条に規定する住宅確保要配慮者居 | 第59条第1項に規定する住宅確保要配 |
| 上から11行目 | 住支援法人又は | 慮者居住支援法人又は |
| 758頁 | 第51条第1項に規定する住宅確保要配 | 第81条第1項に規定する住宅確保要配 |
| 上から12行目 | 慮者居住支援協議会 | 慮者居住支援協議会 |
| 834頁 上から23行目 ※このほか 1 章(児の176間 法に係るる 酬)の176間様 ※本別添1(6) (追補219頁) を参照 | (1) 機能強化型障害児支援利用援助費 (1) から機能強化型障害児支援利 用援助費(IV) までについては、別に こども家庭庁長官が定める基準に適 合しているものとして市町村長に届 け出た指定障害児相談支援事業所 | (1) 機能強化型障害児支援利用援助費 (I)から機能強化型障害児支援利 用援助費(IV)までについては、別に こども家庭庁長官が定める基準に適 合しているものとして市町村長に対 してこども家庭庁支援局長が定める 様式による届出を行った〔編注;破線 箇所は令和8年4月1日施行〕指定障 害児相談支援事業所 |
| 844頁 上から6行目 | 指定障害児相談支援に要する額 | 指定障害児相談支援に要する費用の額 |
| 845頁 | 「地域生活支援拠点等の機能強化につ | 「地域生活支援拠点等の整備の推進及 |
| 下から3行目 | いて | び機能強化について |
| 883頁 下から15行目 | なお、令和7年3月31日までの間は 減算されないが、総合的な支援と支援 内容の見える化を進める観点から、取 組を進めるよう努められたい。 | 〔削る〕 |
| 885頁 下から20行目 | ④ 経過措置 | 〔削る〕 |
| 896頁 上から17行目 | 得た数及び同イの | 得た数 <u>並びに同イの</u> |

| 896頁 下から23行目 | 得た数及び同口の | 得た数並びに同口の |
|--|--|--|
| 896頁 下から11行目 | 得た数及び <u>同口の</u> | 得た数 <u>並びに同口の</u> |
| 899頁 下から18行目 | 注5 指定児童発達支援又は共生型児 童発達支援の | 注5 指定児童発達支援等の |
| 910頁 上から3行目 | において重症心身障害児に対し | において |
| 912頁 上から12行目 ※このほか本 書第Ⅲ編(指 定基準)の8 か所において 同様 ※本別添1(2) (追補218頁) を参照 | 注1 指定児童発達支援事業所等において,指定通所基準第5条若しくは第6条,第54条の2第1号,第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く。 | 注1 指定児童発達支援事業所等において,指定通所基準第5条若しくは第6条,第54条の2第1号,第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。 |
| 920頁 下から13行目 | 指定通所基準第54条の5及び指定通所 基準第54条の9 | 指定通所基準 <u>第54条の5及び第54条の9</u> |
| 924頁 上から16行目 | 位置づけた上で | 位置付けた上で |
| 924頁 上から19行目 | 次号において | 以下この号及び次号において |
| 924頁 上から30行目 | 位置づけた上で | 位置付けた上で |
| 940頁 下から15行目 | 指定発達支援事業所等(以下 | 指定児童発達支援事業所等(以下 |
| 945頁 上から29行目 | 当該事業所の職員 | 当該指定児童発達支援事業所等の職員 |
| 954頁 上から12行目 | 二で除して得た数及び同イの(1)の(三), (2) の(三)及び(3)の(三)を算定する障害児の数 を三で | 2 で除して得た数並びに同イの(1)の(三), (2)の(三)及び(3)の(三)を算定する障害児の 数を3で |
| 964頁 下から10行目 | 別表 2 経過的通所給付費単位数表 | 別表 2 経過的通所給付費等単位数表 |
| 998頁 上から2行目 | 別表 2 経過的通所給付費単位数表 | 別表 2 経過的通所給付費等単位数表 |
| 1004頁 上から22行目 | 指定放課後等デイサービス等の | 指定保育所等訪問支援の |
| 1005頁 下から6行目 | · <u>②の2</u> 〕 | · <u>②</u>) |

| 1007頁 上から1行目 | · <u>②</u>) | · <u>②の2</u> 〕 |
|-------------------------|---|--|
| 1008頁 上から5行目 | 別表 2 経過的通所給付費単位数表 | 別表 2 経過的通所給付費等単位数表 |
| 1012頁 上から11行目 | 別表 2 経過的通所給付費単位数表 | 別表 2 経過的通所給付費等単位数表 |
| 1019頁 上から17行目 | 指定児童発達支援等 | 指定児童発達支援 |
| 1021頁 下から17行目 | 一部改正府令附則第四条 | 一部改正府令附則第4条 |
| 1032頁 下から8行目 | 指定児童発達支援等 | 指定児童発達支援 |
| 1038頁 上から12行目 | 指定児童発達支援等 | 指定児童発達支援 |
| 1044頁 上から11行目 | 指定医療型児童発達支援を行う場合 | 指定児童発達支援を行う場合 |
| 1044頁 上から13行目 | 指定医療型児童発達支援を行う場合 | 指定児童発達支援を行う場合 |
| 1048頁 下から15行目 | 指定発達支援医療機関にあっては、 | 旧指定発達支援医療機関にあっては、 |
| 1048頁 下から8行目 | 又は指定発達支援医療機関の | 又は旧指定発達支援医療機関の |
| 1048頁 下から6行目 | 又は指定発達支援医療機関において,旧 指定児童発達支援を行った場合に, | 又は旧指定発達支援医療機関において, 指定児童発達支援を行った場合に, |
| 1049頁 上から8行目 | 又は指導員 | 又は児童指導員 |
| 1052頁 下から7行目 | 旧主として重症心身障害児指定児童発 達支援事業所 | 旧指定医療型児童発達支援事業所又は 旧指定発達支援医療機関 |
| 1091頁 上から1行目 | ・ <u>③の2</u>) | • 🔞 |
| 1091頁 上から3行目 | ③の2において同じ。) | ③において同じ。) |
| 1093頁 上から1行目 | • (3) | ・③の2) |
| 1093頁 上から9行目 | なお、令和6年3月31日までの間は、 退所して他の社会福祉施設等へ入所す る場合であっても加算を算定できるこ ととする。 | 〔削る〕 |
| 1098頁 下から4行目 | 若しくはこれに準ずる業務 | 又はこれらに準ずる業務 |

| 1104頁 上から4行目 | 注1 <u>イについては,以下の(1)から(3)の</u> | <u>注1</u> <u>イについては、以下の(1)から(3)までの</u> |
|------------------------|---|--|
| 1123頁 上から1行目 | · <u>⑦ Ø 2</u>) | · <u>⑦</u>) |
| 1123頁 上から2行目 | (1)の③の2を準用する。 | (1)の⑬を準用する。 |
| 1123頁 上から3行目 | · <u>®ø2</u>) | · <u>③</u>) |
| 1125頁 上から1行目 | ⑦) | ⑦の2) |
| 1125頁 上から2行目 | (1)の③を準用する。 | (1)の⑬の2を準用する。 |
| 1125頁 上から4行目 | • (3) | ・③の2) |

3 ■ 第Ⅲ編「指定基準」の変更

| 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|--|--|---------------------------|
| 1135頁 枠左段 上から4行目 | 最終改正;令6.1.25内閣厚労令3 | 最終改正;令7.3.31内閣厚労令3 |
| 1135頁 枠左段 | 最終改正;令6.3.29こ支障第97号・障 | 最終改正;令7.3.31こ支障第86号・障 |
| 上から9行目 | 発0329第33号(別紙5) | 発0331第21号(別紙2) |
| 1135頁 枠左段 上から14行目 | <u>最終改正;令6.1.25厚労令17</u> | 最終改正;令7.3.31厚労令31 |
| 1135頁 枠左段 | 最終改正;令6.3.29障発0329第33号 | 最終改正;令7.3.31障発0331第21号 |
| 下から11行目 | (別紙4) | (別紙4) |
| 1135頁 枠左段 下から6行目 | 最終改正;令6.1.25內閣厚労令3 | 最終改正;令 6.12.27内閣厚労令20 |
| 1135頁 枠左段 | 最終改正;令6.3.29こ支障第97号・障 | 最終改正;令 7.3.31こ支障第86号・障 |
| 下から2行目 | 発0329第33号(別紙2) | 発0331第21号(別紙1) |
| 1135頁 枠右段 上から4行目 | <u>最終改正;令6.1.25厚労令17</u> | 最終改正;令6.12.27厚労令164 |
| 1135頁 枠右段 | 最終改正;令6.3.29障発0329第33号 | 最終改正;令7.3.31障発0331第21号 |
| 上から9行目 | (別紙3) | (別紙3) |
| 1135頁 枠右段 | 最終改正;令6.3.29こ支障第94号(別 | 最終改正;令7.6.13こ支障第263号(別 |
| 上から16行目 | 紙4) | 紙2) |
| 1135頁 枠右段 下から12行目 | 最終改正;令6.1.25內閣府令5 | 最終改正;令7.9.16内閣府令82 |
| 1135頁 枠右段 | 最終改正;令6.3.29こ支障第94号(別 | 最終改正;令7.6.13こ支障第263号(別 |
| 下から8行目 | 紙2) | 紙4) |
| 1135頁 枠右段 下から5行目 | 最終改正;令6.1.25內閣府令5 | 最終改正;令7.9.16內閣府令82 |
| 1135頁 枠右段 | 最終改正;令6.3.29こ支障第94号(別 | 最終改正;令7.6.13こ支障第263号(別 |
| 下から1行目 | <u>紙3)</u> | 紙3) |
| 1136頁 | 最終改正;令和6年1月25日 内閣府 | 最終改正;令和7年3月31日 内閣府 |
| 上から3行目 | 令・厚生労働省令第3号 | 令・厚生労働省令第3号 |
| 1136頁 | 最終改正; 令和6年3月29日 こ支障 | 最終改正;令和7年3月31日 障発 |
| 上から6行目 | 第97号・障発0329第3号 | 0331第21号 |
| 1154頁左段 上から28行目 の末尾に追加 ※本別添 1(4) (追補219頁) を参照 | また、「福祉サービス等の事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人から金品その他の財産上の利益を収受すること」なども当該規定に違反するものである。 | |
| 1159頁 上から3行目 | 最終改正;令和6年1月25日 厚生労働省令第17号 | 最終改正;令和7年3月31日 厚生労働省令第31号 |
| 1159頁 | 最終改正;令和6年3月29日 障発 | 最終改正;令和7年3月31日 障発 |
| 上から6行目 | 0329第33号 | 0331第21号 |
| 1159頁 左段 下から14行目 | 第 5 条第23項 | 第 5 条第24項 |

1172頁左段 ③ 地域相談支援は、障害者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができ 下から17行目 るよう. 障害者が自ら地域相談支援のサービス内容や質に基づき利用の可否を 判断するものである。このため、障害者の意思決定を歪めるような金品授受に の次行に入る ※本別添1(4) よる利用者誘因行為を指定地域移行支援事業者は行ってはならない。また、当 該規定の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事 (追補219頁) を参照 業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定地域移行支援事 業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者(障害福祉サービス事業者以 外の事業者)に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと | や「利 用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与す ること」なども当該規定に違反するものである。 なお、当該規定の「紹介」とは、指定地域移行支援事業者と利用者又はその 家族を引き合わせることであり、 ・指定地域移行支援事業者に利用者等の情報を伝え、利用者等への接触の機会 を与えること, ・利用者等に指定地域移行支援事業者の情報を伝え、利用者の申出に応じて、 指定地域移行支援事業者と引き合わせること 等も含まれるものである。 また, 利益供与等は, 契約書上の名目等に関わらず, 実質的に, 利用者等の 紹介の対価として、財産上の利益が提供されているかで判断されるものであ り、様々な方法により行われる場合を含むものである。 例えば、指定地域移行支援事業者が、他の事業者に対し、自法人の指定地域 移行支援事事業所の情報について、ホームページ等への掲載を依頼して掲載料 を支払うことは、情報の掲載に対する対償であり、当該規定に違反しないと考 えられるが、個々の利用者等の紹介の対償として支払っていると判断される場 合においては、当該規定に違反すると考えられる。 1179頁 最終改正;令和6年1月25日 内閣府 最終改正;令和6年12月27日 内閣府 令・厚生労働省令第3号 令・厚生労働省令第20号 上から3行目 最終改正;令和6年3月29日 こ支障 1179頁 最終改正;令和7年3月31日 こ支障 第97号・障発0329第33号 第86号・障発0331第21号 上から7行目 1181頁右段 特定相談支援事業を行う者若しくは 特定相談支援事業を行う者等若しくは 上から3行目 特定相談支援事業を行う者若しくは 1181頁右段 特定相談支援事業を行う者等若しくは 上から9行目 ,第175条 1185頁左段 , 第173条の3 (就労選択支援に係る従 上から27行目 業者の員数を算定する場合の利用者の 数の算定方法), 第175条 1193頁左段 ア (2)の②のアからエまで又は居宅介 ア (2)の②のアからエまで、居宅介護

護職員初任者研修の課程を修了した 上から25行目 職員初任者研修の課程を修了した者 ※本別添1(3) 者であって3年以上介護等の業務に であって3年以上介護等の業務に従 従事した者のいずれかの要件に該当 (追補218頁) 事した者又は同行援護従業者養成研 するもの 修一般課程を修了した者であって3 年以上視覚障害者の介護等の業務に 従事した者 なお、「3年以上視覚障害者の介護 等の業務に従事した者」の実務経験 については、業務の範囲通知のうち、 視覚障害のある身体障害者若しくは 障害児に関するもの、視覚障害のあ る身体障害者若しくは障害児の居宅 介護又はこれと同等であると都道府

を参照

| | イ 同行援護従業者養成研修応用課程 を修了した者(相当する研修課程修 了者を含む。) | 県知事が認める業務として、併せて、 従事した期間は業務の範囲通知に基 づいて3年に換算して認定するもの とする。 イ 同行援護従業者養成研修応用課程 (以下「応用課程」という。)を修了 した者(相当する研修課程修了者を 含む。なお、同行援護従業者養成研修 一般課程を修了した者であって3年 以上視覚障害者の介護等の業務に従 事した者については、令和7年4月 1日以降に行われる応用課程を修了 した者とする。) |
|---|--|--|
| 1206頁左段 下から10行目 の次行に入る ※本別添 1 (4) (追補219頁) を参照 | できるよう、障害者が自ら障害。というできるよう、障害者が自らである為いである。を判断するも誘誘福他である為かける。というでは、一切である。というでは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切 | 定障害福祉サービス事業者と利用者又は 出者等の情報を伝え、利用者等への接触の 「業者の情報を伝え、利用者の申出に応じ ・引き合わせること に関わらず、実質的に、利用者等の 提供されているかで判断されるものであ 会むものである。 達者が、他の事業者に対し、自法人の指定 に対する対償であり、当該規定に違反しな に紹介の対償として支払っていると判断さ |
| 1227頁 左段 上から8行目 | 指定生活介護事業所に栄養士を | 指定生活介護事業所に栄養士又は管理 栄養士を |
| 1259頁 右段 下から4行目 | 〔第10章の2「就労選択支援」については追補213頁を参照〕 | |
| 1263頁 右段 上から2行目 | 少なくとも1週間ごとに, | 少なくとも 1 か月ごとに, |
| 1263頁 右段 上から20行目 の次行に入る | 3(7) 就労選択支援に関する情報提供(基準第183条の2) 就労移行支援を一定期間利用し、本人の意向や能力に変化が見られる場合 等に、第三者によるアセスメントや就労選択支援に関する情報提供を受ける ことが利用者にとって効果的な場合も想定されることから、就労移行支援事 業所においては、利用者に対して、就労選択支援に関して、定期的に情報提 供を行うこと。 | |

| | Ψ | · |
|---|--|--|
| 1264頁 左段 上から3行目 | 3(7) 利益供与等の禁止 | 3(8) 利益供与等の禁止 |
| 1264頁左段 下から25行目 から15行目 ※本別添 1 (4) (追補219頁) を参照 | ビス事業者以外の事業者や個人を含むも 一ビス事業者が、当該サービスの利償 スの利償なの利償なの対償の 、当該サービスの対償の 、当該サービスの対償の 、当該サービスの対償の 、当該サービスの対償の 、当該サービスの対償の 、当該サービスの対償の 、部間の 、「であるが、当該規定の 、「紹介」とは、 、当該力せると 、当該力せると 、当該力が 、当該力が 、当該力が 、当該力が 、当該力が 、当該力が 、当該力が 、当該力が 、当該力が 、当該力が 、当該力が 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 | した利用者と紹介された友人に金品を授を通じて通常の事業所に雇用されるに至」、「障害福祉サービスの利用開始(利用後記れ金を授与すること」、「利用者の就職うこと」なども当該規定に違反するもの就労移行支援事業者と利用者又はその家情報を伝え、利用者等への接触の機会を情報を伝え、利用者の申出に応じて、指こと等も含まれるものである。等に関わらず、実質的に、利用者等の紹れているかで判断されるものであり、様々 |
| 1264頁 左段 下から14行目 | 3(8) 準用 | 3(9) 準用 |
| 1269頁 左段 下から3行目 | 並びに第十の3の(1)及び(7)を | 並びに第十の3の(1), (7)及び(8)を |
| 1270頁 右段 上から21行目 | 並びに第十の3の(1) <u>, (5)</u> 及び(7) | 並びに第十の3の(1), (7)及び(8)を |
| 1284頁 左段 上から14行目 | ⑥ 地域連携推進会議の設置等に係る 義務付けの適用に当たっては、障害 者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律に基づく指定 障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に関する基準等の一部 を改正する命令(令和6年内閣府・厚 生労働省令第10号) 附則第2条にお いて、1年間の経過措置を設けてお り、令和7年3月31日までの間は、努 力義務とされている。 | 〔削る〕 |
| 1300頁 右段 上から17行目 ~ | 第十八 附則 1~5 | 〔告示 (ゴシック体) 部分を除き, 削る〕 |
| 1302頁 右段 下から14行目 | | |
| 1302頁 右段 下から13行目 | 6~9 | 第十八 附則 1~4 |

| , | | | |
|-----------------|---|--|--|
| ~ | 〔項番のみ変更〕 | | |
| 1304頁 左段 | | | |
| 下から4行目 | | | |
| 1305頁右段 | 第十九 地域移行型ホーム | | |
| 上から18行目 | 1 地域移行型ホームの特例(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 | | |
| の次行に入る | するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運 | | |
| , , , , , , , | 営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する | | |
| | 政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正 | | |
| | する省令(平成27年厚生労働省令第5号。以下「改正省令」という。)附則第 | | |
| | 2項の規定に基づき、なお従前の例によることとされた改正前の基準(以下 | | |
| | 「平成27年改正前基準」という。)附則第7条) | | |
| | 指定共同生活援助事業所及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所 | | |
| | の立地については、基準第210条第1項(基準第213条の16において準用する場 | | |
| | 合を含む。) の規定により、入所施設や病院の敷地外に立地されるべきこととし | | |
| | ている (第十五の2の(1)参照)が、平成24年3月31日までの間、入所施設又は | | |
| | 病院の敷地内に存する既存の建物を共同生活住居とする場合であって,次の要 | | |
| | 件を満たす場合に限り,地域移行型ホームとして,指定共同生活援助又は外部 | | |
| | サービス利用型指定共同生活援助を行うことができるものとする。 | | |
| | なお、平成24年3月31日までの間に指定を受けた地域移行型ホームについて | | |
| | は、改正省令附則第2項の規定により、なお従前の例により運営することがで | | |
| | きることに留意すること。 | | |
| | (1) 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の量が、都 | | |
| | 道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であって, 都道府県 | | |
| | 知事が特に必要と認めた場合であること。 | | |
| | (2) 入所施設の定員数又は病院の精神病床数の減少を伴うものであること。 | | |
| | この場合における具体的な取扱いは、次のとおりとする。 ① 入所施設又は病院の一部又は全部を地域移行型ホームに転換する場 | | |
| | 合については、入所施設又は病院の定員1以上の削減に対し、地域移行 | | |
| | | | |
| | 型ホームの定員を1とする(つまり,入所施設又は病院の定員の削減数の範囲内で,地域移行型ホームの定員を設定することとなる)。 | | |
| | ② 入所施設又は病院の敷地内にある看護師寮や職員寮など、入所施設又 | | |
| | は病院以外の建物を地域移行型ホームに転換する場合については,原則 | | |
| | として、入所施設又は病院の定員1の削減に対し、地域移行型ホームの | | |
| | 定員を2とする。 | | |
| | ③ 入所施設又は病院の敷地内にある身体障害者福祉ホーム,精神障害者生活訓練施設,精神障害者福祉ホーム(A型及びB型),知的障害者通勤寮又は知的障害者福祉ホームを地域移行型ホームに転換する場合に | | |
| | | | |
| | | | |
| | ついては、入所施設又は病院の定員削減は要さないものとする。 | | |
| | (3) 1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定 の合計数は、第210条第2項(基準第213条の16において準用する場合を | | |
| | | | |
| | む。)の規定にかかわらず,4人以上30人以下であること。 | | |
| | 2 地域移行型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間 (平成27年改 | | |
| | 前基準附則第8条) | | |
| | 地域移行型ホームは、地域への移行のための通過的な居住の場としての機能を有するものであることから、地域移行型ホーム事業者は、利用者に対し、2年を超えてサービスを提供してはならないことを原則としている。しかしながら、個々のケースによっては、当該2年間が経過した時点において、利用者の状況や退居後の居住の場の確保が困難な場合など、一律に退居を求めることは適当でない場合も想定されることから、例外的に、市町村審査会における個別の判断により、地域移行型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間の延長が認められるものとする。 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 3 地域移行型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針(平成27年改正 | | |

前基準附則第9条)

地域移行型ホームを行う事業者は、利用者が、当該地域移行型ホームを退居し、一般住宅又は指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、安心して日常生活を営むことができるかどうか、他の障害福祉サービス事業者等の関係者を含め、定期的に検討を行うとともに、当該地域移行型ホームに入居してから原則として2年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うものとする。

4 地域移行型ホームにおける共同生活援助計画の作成等 (平成27年改正前基 準附則第10条)

地域移行型ホームにおけるサービス管理責任者は,基準第213条又は第213条の22において準用する基準第58条に規定される業務のほか,利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき,利用者が当該地域移行型ホームに入居してから2年の間に、一般住宅等へ移行できるよう,適切な共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画を作成する必要がある。

また、地域生活への移行を段階的に進める観点から、共同生活援助計画又は 外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、入所施設又は病院の 敷地外の障害福祉サービス等を積極的に利用できるよう、支援しなければなら ない。この場合、敷地外の障害福祉サービス等を毎日利用しなければならない ということではないが、段階的に敷地外の障害福祉サービス等を増やしていく など、利用者の状況や地域移行へ向けたプロセス等を勘案しながら、適切な支 援を行う必要がある。

5 地域移行型ホームに係る協議の場の設置(平成27年改正前基準附則第11 条)

平成27年改正前基準附則第11条に規定する地域移行推進協議会は、地域移行型ホームを行う事業者が、利用者及びその家族、市町村職員又は当該地域移行型ホームを行う事業者以外の障害福祉サービス関係者等に対し、利用者の地域移行へ向けた取組を明らかにするとともに、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、当該地域移行型ホームを行う事業者自らが主体的に設置すべきものである。

なお、当該地域移行推進協議会は、当該地域移行型ホームの指定申請時において、既に設置されているか又は確実な設置が見込まれることが必要となるものである。

また、当該地域移行推進協議会における報告等の記録は、基準第213条又は 第213条の22において準用する基準第75条第2項の規定に基づき、5年間保存 しなければならない。

| 1306頁 上から3行目 | 最終改正;令和6年1月25日 厚生労 働省令第17号 | 最終改正;令和6年12月27日 厚生労働省令第164号 |
|----------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| 1306頁 | 最終改正;令和6年3月29日 障発 | 最終改正;令和7年3月31日 障発 |
| 上から6行目 | 0329第33号 | 0331第21号 |
| 1306頁 右段 | 若しくは他の障害福祉サービスの事業 | 若しくは他の障害福祉サービスの事業 |
| 下から17行目 | を行う者又は | を行う者等又は |
| 1306頁 右段 | 若しくは他の障害福祉サービスの事業 | 若しくは他の障害福祉サービスの事業 |
| 下から11行目 | を行う者又は | を行う者等又は |
| 1329頁 左段 上から15行目 | 栄養士を | 栄養士又は管理栄養士を |
| 1352頁 | 最終改正;令和6年3月29日 こ支障 | 最終改正;令和7年6月13日 こ支障 |
| 上から5行目 | 第94号 | 第263号 |
| 1369頁 左段 | また,「福祉サービス等の事業を行う者等」は,障害福祉サービス事業者以外の事 | |
| 下から24行目 | 業者や個人を含むものであり,具体的には,「指定障害児相談支援事業者が,サー | |

| | | ZUIII AVALLIA AMERIKA IRII AMARIKA |
|---|---|--|
| の末尾に追加 ※本別添1(4) (追補219頁) を参照 | 事業を行う者等によるサービスを利用さ ス事業者以外の事業者や個人から金品そ ども当該規定に違反するものである。 | 利用者に対して特定の福祉サービス等のせることの対償として、障害福祉サービの他の財産上の利益を収受すること」な |
| 1370頁 右段 上から19行目 | ① 同条第1号の | ① 基準第28条の2第1号の |
| 1371頁 左段 下から7行目 | ④ 同条第3項の | ④ 同条第3号の |
| 1374頁 上から3行目 | 最終改正;令和6年1月25日 内閣府 令第5号 | 最終改正;令和7年9月16日 内閣府 令第82号 |
| 1374頁 上から5行目 | 最終改正;令和6年3月29日 こ支障 第94号 | 最終改正;令和7年6月13日 こ支障 第263号 |
| 1375頁右段 下から27行目 ※本別添 1 (4) (追補219頁) を参照 | ② 障害児相談支援事業を行う者、障害福祉サービスの事業を行う者又はそのが業者に対し、障害児又はその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき | ② 障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条業18項に規定する一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業者等」とは特定相談支援事業者等」という。),障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し,原思ともの人債として,金品その他の財産上の利益を供与したとき |
| | ③ 障害児相談支援事業を行う者、障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、障害児又はその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき | ③ 障害児相談支援事業者等,障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から,障害児又はその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として,金品その他の財産上の利益を収受したとき |
| 1379頁 右段 上から9行目 | 又は保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業 実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業 実施区域に係る国家戦略特別区域限定 保育士。以下この条において同じ。) | 又は保育士(法第18条の27第1項に規 東京 (法第18条の27第1項に規 東京 (以域法等の27第1項に規 東京 (以域法等の27第1項に 東京 (以域法等の29号。)の正する 東京 (以域法等の29号。)の正さの号12条の 日本 (中央 |

| | Ţ | |
|----------------------------|--|--|
| | | 定する国家戦略特別区域限定保育士 (以下「国家戦略特別区域限定保育士」 という。)。以下この条において同じ。) |
| 1380頁 右段 上から6行目 | ,第5条第1項第1号の | ,基準第5条第1項第1号の |
| 1380頁 右段 上から10行目 | を第5条第1項第1号の | を基準第5条第1項第1号の |
| 1380頁 右段 上から19行目 | ,第5条第1項第1号により | , 基準第5条第1項第1号により |
| 1380頁 右段 上から21行目 | ,第5条第7項の | ,基準第5条第7項の |
| 1381頁 左段 上から7行目 | 第三号の栄養士を | 第三号の栄養士又は管理栄養士を |
| 1381頁 左段 上から11行目 | 二 児童指導員及び保育士(特区法第 12条の5第5項に規定する事業実施 区域内にある指定児童発達支援事業 所にあっては,保育士又は当該事業 実施区域に係る国家戦略特別区域限 定保育士。以下この条において同 じ。) | 二 児童指導員及び保育士 (認定地方 公共団体の区域内又は事業実施区域 内にある指定児童発達支援事業所に あっては,保育士,当該認定地方公共 団体の区域に係る地域限定保育士又 は当該事業実施区域に係る国家戦略 特別区域限定保育士。以下この条に おいて同じ。) |
| 1381頁 左段 上から21行目 | 三 栄養士 1以上 | 三 栄養士又は管理栄養士 1以上 |
| 1381頁 右段 上から12行目 | 第1項第三号の栄養士及び | 第1項第三号の栄養士又は管理栄養士 及び |
| 1388頁 右段 下から20行目 | なお、令和6年改正府令附則第6条の規定において、1年間の経過措置を設けており、令和7年3月31日までは、努力義務とされているが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい。 | 〔削る〕 |
| 1391頁 右段 上から14行目 | 次の表の左欄に掲げる健康診断が | 次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が |
| 1391頁 右段 上から15行目 | 当該健康診断が | 当該健康診断等が |
| 1391頁 右段 上から20行目 | 健康診断の結果を | 健康診断等の結果を |
| 1391頁 右段 上から25行目 | 障害児が通学す 定期の健康診断 る学校における 又は臨時の健康 健康診断 診断 | 障害児が通学す 定期の健康診断 スは臨時の健康 診断 乳児又は幼児に 対する健康診査 に対する通所開始的の健康診断, |

| | | F |
|--|---|---|
| | | 定期の健康診断 又は臨時の健康 診断 |
| 1400頁 右段 下から13行目 | 障害児相談支援事業者又は | |
| 1400頁 右段 下から10行目 | 障害児相談支援事業者若しくは | 障害児相談支援事業者等若しくは |
| 1400頁 右段 下から4行目 | 障害児相談支援事業者又は | 障害児相談支援事業者等又は |
| 1400頁 右段 下から1行目 | 障害児相談支援事業者若しくは | 障害児相談支援事業者等若しくは |
| 1401頁左段 上から4行目 の次行に入る ※本別添 1 (4) (追補219頁) を参照 | し、並びに集団生活に適応する環境に者では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次 | 目等に関わらず、実質的に、利用者等の紹言されているかで判断されるものであり、ものである。が、他の事業者に対し、自法人の指定障害ームページ等への掲載を依頼して掲載料を賞であり、当該規定に違反しないと考えらよして支払っていると判断される場合にお |
| 1405頁 右段 上から27行目 | 適用な広さを有する | 適当な広さを有する |
| 1406頁 右段 下から20行目 | - 児童指導員又は保育士 (特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあっては,保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。) | - 児童指導員又は保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。) |

| 1409頁 右段 下から7行目 | 適用な広さを有する | 適当な広さを有する |
|----------------------------|---|---|
| 1410頁 左段 下から5行目 | 一 児童指導員又は保育士 (特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては,保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。) | 一 児童指導員又は保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。) |
| 1412頁 左段 下から22行目 | - 児童指導員又は保育士 (特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあっては,保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。) | 一 児童指導員又は保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。) |
| 1413頁 左段 上から10行目 | 若しくは保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士) | 若しくは保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士) |
| 1421頁 上から5行目 | 最終改正;令和6年1月25日 内閣府 令第5号 | 最終改正;令和7年9月16日 内閣府 令第82号 |
| 1421頁 上から5行目 | 最終改正;令和6年3月29日 こ支障 第94号 | 最終改正;令和7年6月13日 こ支障 第263号 |
| 1422頁左段 下から15行目 | ② 障害児相談支援事業を行う者,障害福祉サービスの事業を行う者又は | ② 障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(以下「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスの事業を行う者等又は |
| 1422頁 左段 下から10行目 | ③ 障害児相談支援事業を行う者,障 害福祉サービスの事業を行う者又は | ③ 障害児相談支援事業者等,障害福祉サービスの事業を行う者等又は |
| 1423頁 左段 上から10行目 | 第四号の栄養士を | 第四号の栄養士又は管理栄養士を |
| 1423頁 左段 | 及び保育士(国家戦略特別区域法(平成 | 及び保育士(法第18条の27第1項に規 |

| | | 第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域(第52条第1項第二号において「事業実施区域」という。)内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(同号において「地域限定保育士」という。)又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15 |
|----------------------------|---|---|
| | | 条第1項の規定によりなおその効力を 有するものとされる施行日前国家戦略 特別区域法第12条の5第2項に規定す る国家戦略特別区域限定保育士(同号 において「国家戦略特別区域限定保育 士」という。)。以下この号において同 じ。) |
| 1423頁 左段 下から12行目 | (第52条第1項第二号において | (第28条第2項の表及び第52条第1項 第二号において |
| 1423頁 右段 上から3行目 | 四 栄養士 1以上 | 四 栄養士又は管理栄養士 1以上 |
| 1423頁 右段 上から26行目 | 第1項第四号の栄養士及び | 第1項第四号の栄養士又は管理栄養士 及び |
| 1432頁左段 下から10行目 | 次の表の上欄に掲げる健康診断が | 次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が |
| 1432頁 左段 下から9行目 | 当該健康診断が | 当該健康診断等が |
| 1432頁 左段 下から4行目 | 健康診断の結果を | 健康診断等の結果を |
| 1432頁 右段 上から1行目 | 障害児が通学す 定期の健康診断 る学校における 又は臨時の健康 健康診断 診断 | 障害児が通学す 定期の健康診断 る学校における 健康診断 乳幼児に対する 健康診査 (に対する入所した障害児 に対する入所時 の健康診断、定期 の健康診断又は 臨時の健康診断 |
| 1440頁 右段 下から31行目 | 法第33条の10各号に掲げる行為 | 法第33条の10第1項各号に掲げる行為 |
| 1442頁 左段 下から10行目 | 障害児相談支援事業者又は | 障害児相談支援事業者等又は |
| 1442頁 左段 下から7行目 | 障害児相談支援事業者若しくは | 障害児相談支援事業者等若しくは |

| 1442頁 右段 上から1行目 | 障害児相談支援事業者又は | 障害児相談支援事業者等又は |
|--|---|--|
| 1442頁 右段 上から4行目 | 障害児相談支援事業者若しくは | 障害児相談支援事業者等若しくは |
| 1442頁右段 上から9行目 の次行に入る ※本別添 1 (4) (追補219頁) を参照 | 的なあまら書に 一行人用用」、規 的なようによい。 一方人用用」、規 的なようによい。 一方、 一方、 一方、 一方、 一方、 一方、 一方、 一方、 一方、 一方、 | 定福祉型障害児入所施設と利用者又はそ 等の情報を伝え、利用者等への接触の機 設の情報を伝え、利用者の申出に応じて、いかせること 目等に関わらず、実質的に、利用者等の 提供されているかで判断されるものであ |
| 1444頁 左段 上から6行目 | 及び保育士(特区法第12条の5第5項 に規定する事業実施区域内にある指定 医療型障害児入所施設にあっては、保 育士又は当該事業実施区域に係る国家 戦略特別区域限定保育士。以下この号 において同じ。) | 及び保育士 (認定地方公共団体の区域 内又は事業実施区域内にある指定医療 型障害児入所施設にあっては,保育士, 当該認定地方公共団体の区域に係る地 域限定保育士又は当該事業実施区域に 係る国家戦略特別区域限定保育士。以 下この号において同じ。) |

4 ■ 第IV編「関係告示・通知」の変更

1450 頁1 行目の次行に以下を追加する。

○福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例 の提示について(令和7年度分)

(令和7年3月7日 障障発0337第1号・こ支障第11号)

福祉・介護職員の処遇改善については、平成23年度まで実施した福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続させるため、平成24年度の障害福祉サービス等報酬改定において福祉・介護職員処遇改善加算率等の充実を図ってきたことに加え、令和元年10月には、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を創設し、令和4年10月には福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を創設したところである。

さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、これらの加算を一本化し、福祉・介護職員等処遇改善加算を創設するとともに、その創設に当たって、加算率の更なる引上げ及び配分方法の工夫を行うこととした。

加算の算定については、「障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害 福祉サービスに要する費用の額の算定に関する 基準 | (平成18年厚生労働省告示第523号), 「こど も家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並 びに厚生労働大臣が定める基準 | (平成18年厚生 労働省告示第543号),「児童福祉法に基づく指定 通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の 額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告 示第122号). 「児童福祉法に基づく指定入所支援 に要する費用の額の算定に関する基準 | (平成24 年厚生労働省告示第123号),「こども家庭庁長官 が定める児童等 | (平成24年厚生労働省告示第 270号) において示しているところであるが、今 般, 基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例 を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、貴 管内の関係団体及び関係機関にその周知をお願 いしたい。

なお、本通知は、令和7年度の福祉・介護職員等処遇改善加算に係る届出から適用することとし、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和5年3月10日付け障障発0310第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)は令和7年3月31日をもって廃止する。

記

1. 基本的考え方

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、①事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点、②利用者にとって分かりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくする観点、③事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とする観点から、処遇改善に係る加算の一本化を行った。

具体的には、旧3加算(福祉・介護職員処遇改善加算(以下「旧処遇改善加算」という。),福祉・介護職員等特定処遇改善加算(以下「旧特定加算」という。)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「旧ベースアップ等加算」という。)をいう。以下同じ。)の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月から「福祉・介護職員等処遇改善加算」(以下単に「処遇改善加算」という。)への一本化を行うとともに,加算率の引上げや配分方法の工夫を行った。

さらに、令和6年度補正予算においては、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉 (障害児支援)人材確保・定着の基盤を構築する 事業所に対し、所要の額を補助する事業として、 障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善 等事業を盛り込み、障害福祉現場における更なる 賃上げに向けた支援を行うこととしている。

また, 処遇改善加算の更なる取得促進に向けて, 事業者の事務負担等に配慮し, 令和7年度中は経 過措置期間を設けることとする。具体的には、3 ③から⑤までに規定するキャリアパス要件 I か らキャリアパス要件Ⅲまでについて, 令和7年度 中に取得要件を整備することを誓約した場合は, 令和7年度当初から要件を満たしたものと取り 扱うこととして差し支えないこととする。また, 3 ⑧に規定する職場環境等要件について, 令和7 年度中に要件を整備することを誓約した場合は, 令和7年度当初から要件を満たしたものと取り 扱うこととして差し支えないこととする。また, 障害福祉 (障害児支援) 人材確保・職場環境改善 等事業の申請を行った場合は、令和7年度におけ る職場環境等要件に係る適用を猶予することと する。

2. 処遇改善加算の仕組みと賃金改善の実施等

(1) 処遇改善加算の単位数

処遇改善加算の単位数として、サービス別の基本サービス費に各種加算減算(処遇改善加算を除く。)を加えた1月当たりの総単位数に、加算区分ごとに、別紙1表1-1に掲げるサービス類型別の加算率を乗じた単位数を算定する。また、別紙1表1-2のとおり、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援については、処遇改善加算の算定対象外とする。

(2) 賃金改善の実施に係る基本的な考え方

障害福祉サービス事業者,障害者支援施設,障害児通所支援事業者又は障害児入所施設(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)は,処遇改善加算の算定額に相当する福祉・介護職員その他の職員の賃金(基本給,手当,賞与等(退職手当を除く。以下同じ。)を含む。)の改善(以下「賃金改善」といい,当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。)を実施しなければならない。

その際、賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとする。この場合、本通知5(2)の届出を行う場合を除き、特定した項目を含め、賃金水準(賃金の高さの水準をいう。以下同じ。)を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

また、令和7年度に、令和6年度と比較して増 加した加算額(処遇改善加算 I ~IVの上位区分へ の移行及び新規算定によるもの。) について, 障 害福祉サービス事業者等は,独自の賃金改善を含 む過去の賃金改善の実績に関わらず,新たに増加 した処遇改善加算の算定額に相当する福祉・介護 職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しな ければならない。その際, 新規に実施する賃金改 善は、ベースアップ (賃金表の改訂により基本給 又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し, 賃金水準を一律に引き上げることをいう。以下同 じ。)により行うことを基本とする。ただし、べ ースアップのみにより当該賃金改善を行うこと ができない場合 (例えば、賃金体系等を整備途上 である場合)には、必要に応じて、その他の手当、 一時金等を組み合わせて実施しても差し支えな

処遇改善加算を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、福祉・介護職員(※)への配分を基本とし、特に経験・技能のある障害福祉人材(介護福祉士等であって、経験・技能を有する障害福祉人材と認められる者をいう。具体的には、福祉・介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管

理責任者、サービス提供責任者、その他研修等に より専門的な技能を有すると認められる職員(別 紙1表5の例示を参考)のいずれかに該当する者 であるとともに、所属する法人等における勤続年 数10年以上の職員を基本としつつ、他の法人に おける経験や, 当該職員の業務や技能等を踏まえ, 各事業者の裁量で設定することとする。以下同 じ。) に重点的に配分することとするが、障害福 祉サービス事業者等の判断により、福祉・介護職 員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な 配分を認めることとする。ただし、例えば、一部 の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させ ることや,同一法人内の一部の事業所のみに賃金 改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の 実態に見合わない著しく偏った配分は行わない こと。

(※)福祉・介護職員は、次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー,生活支援員,児童指導員,保育士,世話人,職業指導員,地域移行支援員,就労支援員,就労定着支援員,就労選択支援員, 就労支援員,就労定着支援員,就労選択支援員, 地域生活支援員,訪問支援員,夜間支援従事者, 共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基 準該当障害福祉サービス等事業所に従事する 介護職

各障害福祉サービス等の人員基準において 置くべきこととされている従業者の職種に限 らず、上記の対象職種に該当する従業者は対 象となること。

上記の他、各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされていないが、福祉・介護職員と同様に、利用者への直接的な支援を行うこととされ、その配置を報酬上の加算として評価されている以下の職員については対象に含めて差し支えないこととする。

- ① 就労継続支援A型の「賃金向上達成指導員」(賃金向上達成指導員配置加算)
- ② 就労継続支援B型の「目標工賃達成指導員」(目標工賃達成指導員配置加算)
- ③ 児童発達支援及び放課後等デイサービス の「指導員等」(児童指導員等加配加算にお けるその他の従業者)
- (3) 令和6年度の加算額の一部を令和7年度に 繰り越した障害福祉サービス事業者等におけ る取扱い

令和6年度においては、障害福祉サービス事業者等の判断により、令和6年度に令和5年度と比較して増加した加算額の一部を令和7年度に繰り越した上で令和7年度分の賃金改善に充てることを認め、令和6年度分の加算の算定額の全額を令和6年度分の賃金改善に充てることは求めないことした。

その際,令和7年度の賃金改善の原資として繰

り越す額(以下「繰越額」という。)の上限は. 令和6年度に、仮に令和5年度末(令和6年3月) 時点で算定していた旧3加算を継続して算定す る場合に見込まれる加算額と、令和6年度の処遇 改善加算及び旧3加算の加算額(処遇改善計画書 においては加算の見込額をいう。)を比較して増 加した額とし、繰越額については、全額を令和7 年度の更なる賃金改善に充てることについて誓 約した上で、令和7年度の処遇改善計画書・実績 報告書において,当該繰越額を用いた賃金改善の 計画・報告の提出を求めることとしている。(た だし、令和7年度の賃金改善実施期間の終わりま でに事業所等が休止又は廃止となった場合には, その時点で、当該繰越分の残額を、一時金等によ り, 全額, 職員に配分しなければならないことと している。)

そのため、令和6年度の処遇改善計画書において繰越額の全額を令和7年度の更なる賃金改善に充てることを誓約した障害福祉サービス事業者等については、令和7年度の処遇改善計画書・実績報告書において、当該繰越額を用いた賃金改善の計画・報告の提出を行うこと。

3. 処遇改善加算の要件

処遇改善加算 I の算定に当たっては、2 に規定する賃金改善の実施に加え、以下の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、処遇改善加算 II については⑦の要件、処遇改善加算 II については⑥及び⑦の要件、処遇改善加算 II については⑤から⑦までの要件を満たさなくても算定することができる。また、いずれの加算区分においても、②の要件は、処遇改善加算 I からIV までのいずれかの算定以前に旧ベースアップ等加算 I ないずれかの算定以前に旧ベースアップ等加算 I ないずれかの算定以前に旧ベースアップ等加算 I ないずれかの算定以前に旧ベースアップ等加算 I ないずれかの算定以前に旧ベースアップ等加度 I ないずれかの算定以前に旧ベースアップ等加度 I ないずれかの算定以前に日本ースアップ等加度 I ないずれかの算定以前に日本ースアップ等加度 I ないずれかの算定は、I ないである。

① 月額賃金改善要件 I (月給による賃金改善) 処遇改善加算IVの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)の改善に充てること。また,事業所等が処遇改善加算 I からIII までのいずれかを算定する場合にあっては,仮に処遇改善加算IVを算定する場合に見込まれる加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てること。

なお、処遇改善加算を未算定の事業所が新規に 処遇改善加算 I からIVまでのいずれかを算定し 始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金 総額を新たに増加させる必要はない。したがって、 基本給等以外の手当又は一時金により行ってい る賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に 付け替えることで、本要件を満たすこととして差 し支えない。また、既に本要件を満たしている事 業所等においては、新規の取組を行う必要はない。 ただし、この要件を満たすために、新規の基本給 等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げは ベースアップ(賃金表の改訂により基本給等の水 準を一律に引き上げること)により行うことを基 本とする。

② 月額賃金改善要件 II (旧ベースアップ等加算 相当の賃金改善)

令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算 を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を 算定していない事業所が、令和8年3月31日ま での間において、新規に処遇改善加算 I からIVま でのいずれかを算定する場合には、令和7年度に おいては、旧ベースアップ等加算相当の加算額が 新たに増加するため、当該事業所が仮に旧ベース アップ等加算を算定する場合に見込まれる加算 額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に 実施しなければならない。その際、当該基本給等 の引上げは、ベースアップにより行うことを基本 とする。また、令和6年5月以前に旧3加算を算 定していなかった事業所及び令和6年6月以降 に開設された事業所が、処遇改善加算 I からIVま でのいずれかを新規に算定する場合には、月額賃 金改善要件Ⅱの適用を受けない。令和7年度に本 要件の適用を受ける事業所は、初めて処遇改善加 算IからIVまでのいずれかを算定した年度とな る令和7年度の実績報告書において、当該賃金改 善の実施について報告しなければならない。した がって, 例えば, 令和6年6月から処遇改善加算 V(1)(旧ベースアップ等加算相当の加算率を含ま ない)を算定し、令和7年4月から処遇改善加算 Iを算定する場合は、令和7年4月から旧ベース アップ等加算相当の加算額の3分の2以上の基 本給等の引上げを新規に実施し、令和7年度の実 績報告書で報告しなければならない。

なお、実績報告書においては、事業者等の事務負担を軽減する観点から、月額賃金改善要件IIの判定に用いる旧ベースアップ等加算に相当する加算額は、処遇改善加算IからIVまでのそれぞれの加算額に、別紙1表3に掲げる処遇改善加算IからIVまでの加算率と旧ベースアップ等加算の加算率の比(小数第4位以下を切捨て)を乗じて算出した額とする。

③ キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の 整備等)

次の一から三までを全て満たすこと。

- 一 福祉・介護職員の任用の際における職位, 職責,職務内容等に応じた任用等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。
- 二 一に掲げる職位,職責,職務内容等に応じ た賃金体系(一時金等の臨時的に支払われ るものを除く。)について定めていること。

三 一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての福祉・ 介護職員に周知していること。

ただし、常時雇用する者の数が 10 人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知にとしした。また、令和7年度においては、処善計画書において令和8年3月末よとと、必要件Iを満たしたものと取り扱うに当りによって差し支えない。また、令和7年度当初からキラにとりした場合は、令和7年度当初からおり扱うに誓りた場合は、令和8年3月末までいてととした場合は、令和8年3月末までいてとめの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。

- ④ キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等) 次の一及び二を満たすこと。
 - 一 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び a 又は b に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。
 - a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等(OJT, OFF-JT等)を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。
 - b 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整,休暇の付与,費用(交通費,受講料等)の援助等)を実施すること。
 - 二 一について,全ての福祉・介護職員に周知 していること。

ただし、令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに上記一の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初からキャリアパス要件IIを満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和8年3月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。

- ⑤ キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等) 次の一及び二を満たすこと。
 - 一 福祉・介護職員について,経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には,次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。

- a 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて 昇給する仕組みであること。
- b 資格等に応じて昇給する仕組み

介護福祉士等の資格の取得や実務者研修 等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士等 の資格を取得した上で当該事業者や法人で 就業する者についても昇給が図られる仕組 みであることを要する。

c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定 する仕組み

「実技試験」や「人事評価」などの結果に 基づき昇給する仕組みであること。ただし、 客観的な評価基準や昇給条件が明文化され ていることを要する。

二 一の内容について,就業規則等の明確な 根拠規程を書面で整備し,全ての福祉・介護 職員に周知していること。

ただし、常時雇用する者の数が 10 人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就則の代わりに内規等の整備・周知においては、兄弟ととしてもととしては、今和7年度においては、処善計画書において令和8年3月末までに上記一の仕組みの整備を行うことを誓約でより、一次要件Ⅲを満たしたものと取り扱うことをした場合は、令和8年3月末までに当ないこととする。当該誓該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

- ⑥ キャリアパス要件IV(改善後の年額賃金要件) 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上 は、賃金改善後の賃金の見込額(処遇改善加算を 算定し実施される賃金改善の見込額を含む。)が 年額440万円以上であること(処遇改善加算によ る賃金改善以前の賃金が年額440万円以上であ る者を除く。)。ただし、以下の場合など、例外的 に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な 説明がある場合はこの限りではない。
- ・ 小規模事業所等で職種間の賃金バランスに 配慮が必要な場合
- ・ 職員全体の賃金水準が低い,地域の賃金水準 が低い等の理由により,直ちに年額 440 万円 まで賃金を引き上げることが困難な場合
- ・ 年額 440 万円の賃金改善を行うに当たり, 規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定 期間を要する場合
- ⑦ キャリアパス要件 V (配置等要件) 福祉専門職員配置等加算 (居宅介護, 重度訪問 介護, 同行援護, 行動援護にあたっては特定事業

所加算)の届出を行っていること。

※ 重度障害者等包括支援,施設入所支援,短期入所,就労定着支援,居宅訪問型児童発達支援,保育所等訪問支援にあっては配置等要件に関する加算が無いため,配置等要件は不要とする。

⑧ 職場環境等要件

処遇改善加算 I からIVまでのいずれかを算定する場合は、別紙 1 表 4 に掲げる処遇改善の取組を実施すること。

その際, 処遇改善加算 I 又は II を算定する場合は、別紙1表4の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施し、処遇改善加算III又はIVを算定する場合は、上記の区分ごとに1以上の取組を実施すること。

また、処遇改善加算 I 又は II を算定する場合は、同表中「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち3以上の取組(うち®は必須)を実施し、処遇改善加算III 又はIV を算定する場合は「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。ただし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、②の取組を実施していれば、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」の要件を満たすものとする。

また、処遇改善加算 I 又は II を算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。 具体的には、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

ただし、令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初から職場環境等要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和8年3月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。また、障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和7年度における職場環境等要件に係る適用を猶予することとする。障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業の申請を行い、職場環境等要件の適用猶予を受ける場合には、処遇改善加算の申請と併せて、別紙様式2-3及び別

紙様式2-4に定める様式により, 障害福祉 (障害児支援) 人材確保・職場環境改善等事業の申請も行うこと。

[4から8:掲載略]

9. その他

(1) 障害福祉分野の文書に係る負担軽減に関する取組について

処遇改善加算の様式の取扱いについては以下 のとおりとすること。

- ① 別紙様式は、原則として、都道府県等において変更を加えないこと。
- ② 処遇改善計画書及び実績報告書の内容を 証明する資料は、障害福祉サービス事業者 等が適切に保管していることを確認し、都 道府県等からの求めがあった場合には速や かに提出することを要件として、届出時に 全ての障害福祉サービス事業者等から一律 に添付を求めてはならないこと。
- ③ 別紙様式について押印は要しないこと。
- (2) 処遇改善加算の取得促進について

障害福祉サービス事業者等における処遇改善加算の新規算定やより上位の区分の算定に向けた支援を行う「障害福祉サービス事業所等サポート事業」を適宜活用されたい。また、国が当該事業を行うに当たっては、ご協力をお願いしたい。 (3) 令和6年度の処遇改善加算及び旧3加算に

(3) 令和6年度の処遇改善加算及び旧3加算に 係る届出について

本通知は令和7年度の処遇改善加算に係る届出に適用することとし、令和6年度の処遇改善加算及び旧3加算の届出は、福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和6年3月26日付け障障発0326第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知及び令和6年3月26日付けこ支障第86号こども家庭庁支援局障害児支援課長通知)に基づき行うものとする。

〔別紙:掲載略〕

→ オンライン ■ブックストア 社会保険研究所

https://shop.shaho.co.jp



マイアカウント 宛て先入力や購入履歴確認, 領収書発行がかんたんに 追加情報や新刊情報も メールでお知らせ



新刊・改訂図書を特集 予約もできる

サンプルや追加情報も



お支払いは クレジットカード・ PayPay・ コンビニ払い





お買い物前の法人会員登録で請求書払い(後払い)がご利用いただけます

必要な書籍が探しやすくて、いち早く届く

社会保険研究所ブックストア





株式 社会保険研究所 since 1941